

令和7年度

こども応援助成金

～地域におけるこども支援活動に助成します～

応募要領

《募集期間 令和7年4月15日（火）～5月10日（土）》

こども応援助成金とは

市民グループによるこども支援活動等に対して、こども応援助成金を交付する制度です。

交付対象となる活動は、

こどもを対象とした学習や遊び、読み聞かせ、料理、農業などのこどもの健やかな成長を応援する活動や、保護者を対象とした子育ての不安・負担感を軽減する活動、また親子を対象とした親子の絆を深める活動等です。

《助成対象活動》

市内に在住し、在勤し、又は在学する概ね5人以上の人から構成されたグループが行う活動のうち、次に掲げる要件のすべてを満たすもの。

- 明石市内で活動すること。
- 地域における自主的かつ主体的なこども支援活動等であること。

※ ①営利を目的とした活動や、②政治、宗教又は思想を目的とする活動、③特定会員のみを対象とした活動は対象外です。

《助成の対象となる活動期間》

年間（令和7年4月1日～令和8年3月31日）を通じて実施する活動を対象とします。

《応募方法》

次の①～⑤の書類を郵送かメールでご提出ください。

- ① こども応援助成金交付申請書
- ② こども応援助成金申請チェックシート
- ③ 活動（事業）計画書
- ④ 収支予算書
- ⑤ グループの概要及びグループメンバーの名簿

令和7年5月10日（土）必着

※ 申請書等は、[こども財団のホームページ](#)からダウンロードできます。

【提出先】公益財団法人こども財団

〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7 西日本こども研修センターあかし

E-mail info@akashi-kodomo-zaidan.jp

《助成コース》

① チャレンジコース（助成金 上限10万円）

- ・対象の活動：地域における自主的かつ主体的なこども支援活動等。
- ・初回はプレゼン審査、2回目以降は書類審査です。
- ・1グループにつき申請は3回まで（市「こども基金助成金」2013年度（平成25年度）より起算）、その後は同コースへの申請はできません（その他のコースへの申請はできます）。

② サポートコース（助成金 上限5万円）

- ・対象の活動：①チャレンジコースと同じ。
- ・初回はプレゼン審査、2回目以降は書類審査です。
- ・申請の回数制限はありません。

③ 地域学習支援トライコース（助成金 上限40万円）

- ・対象の活動：小学生以上の子どもに対し、一人ひとりのニーズに応じて適切な配慮や工夫をしながら、年間30回程度の学習支援を行う活動。
- ・プレゼン審査があります。
- ・申請の回数制限はありません。

④ 地域学習支援サポートコース（助成金 上限20万円）

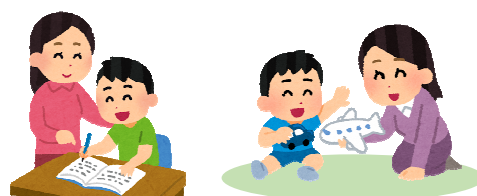
- ・対象の活動：小学生以上の子どもに対し、放課後等に年間30回程度の学習支援を行う活動。
- ・初回はプレゼン審査、2回目以降は書類審査です。
- ・申請の回数制限はありません。

《注意事項》

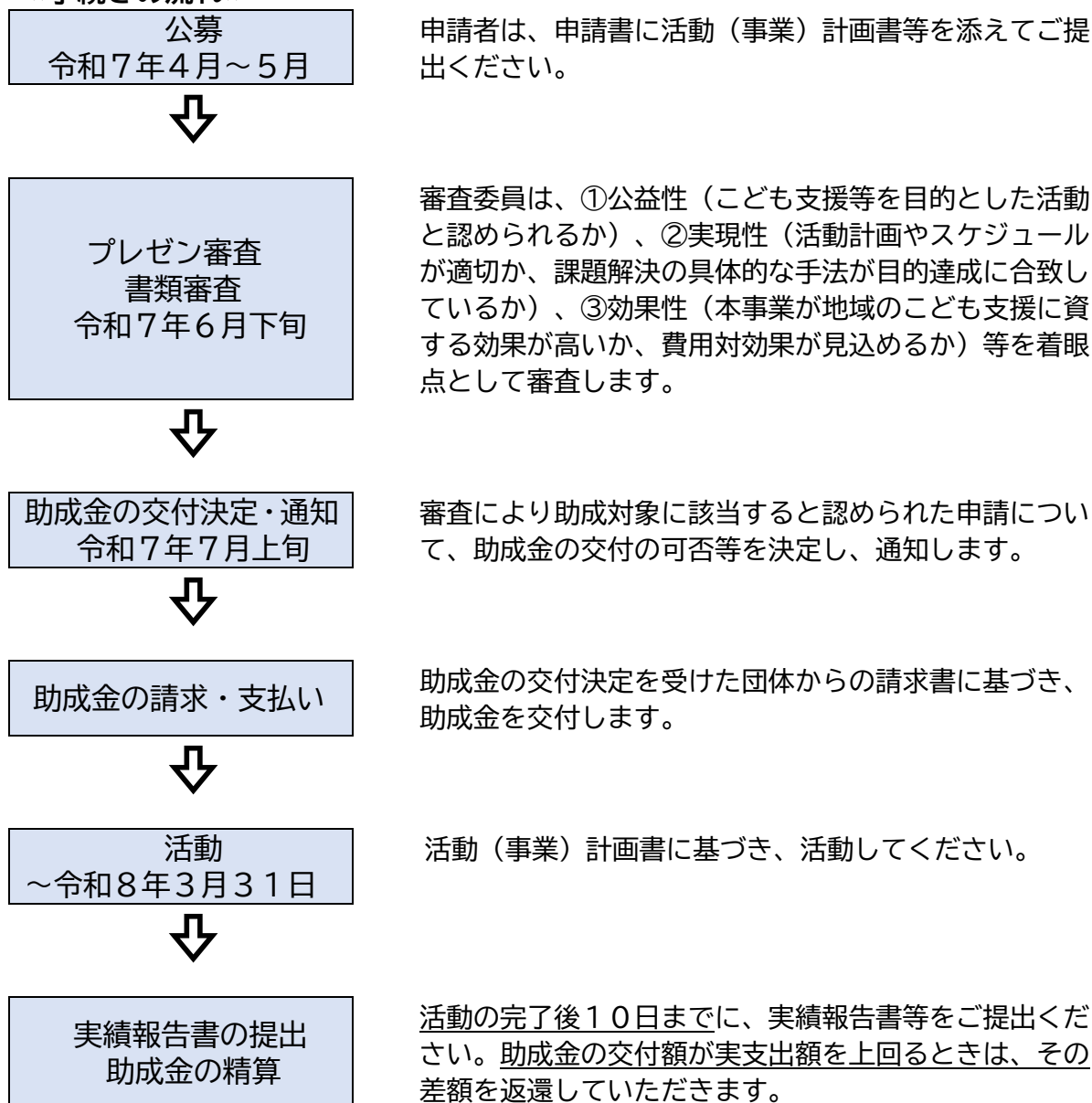
- 1つのグループが、同時に①チャレンジコースと②サポートコースの両方を申請することはできません。
- 実態として構成メンバーや対象者が同一のグループは、1つのグループとみなします。
- 同一の活動に対して、こども財団の他の助成金を受けることはできません。

《地域学習支援トライ・サポートコース Q&A》

- Q. 学習支援を2か所（年間30回程度ずつ開催）で行っています。
2か所分の申請は可能ですか？
- A. 条件を満たせば、同一グループで複数箇所分の申請が可能です。
- Q. 学習指導等の内容に指定はありますか？
- A. 算数・国語・理科・社会・英語の基礎学力向上につながる学習指導等をお願いします。
また、体験学習を実施予定の場合は、事前にこども財団にご確認ください。



《手続きの流れ》



《審査に係る留意事項》

- 審査には、プレゼン審査と書類審査等があります。
- 1ページ《応募方法》③活動（事業）計画書に活動内容等を詳しく記入してください。
- 次の場合は、プレゼン審査となります。なお、これ以外は書類審査等となります。
 - ・初めて申請する。
 - ・地域学習支援トライコースを申請する。
 - ・コース変更（チャレンジコースからサポートコースへの変更を除く。）して申請する。
 - ・初めての申請ではないが、前年度助成金の交付決定を受けていない。
 - ・前年度助成金の交付決定を受けたが、年度途中で活動を休止した。

《助成対象経費》

助成対象経費は、申請期間中にグループが直接支払った費用のうち、次表の費用です。

項目	内容		
消耗品費	事務用品、文房具、活動資材購入費（工作材料、調理材料、絵本や紙芝居購入費、啓発資材の購入費用）等 ※ 商品単価が1万円未満 なお、大型絵本や大型紙芝居については1万円を超える場合でも消耗品として購入可 ※ 飲物代（1人150円程度）、活動に要する調理材料は対象		
印刷費	コピー代、写真プリント代、資料・チラシ作製費等		
食糧費	地域学習支援コースの参加者交流会等における茶菓子（限度額1万円）		
保険料	活動上必要となる保険の掛金		
使用料	施設の使用料、駐車場使用料等		
通信費	郵送費（切手・はがき代等）		
手数料	振込手数料等		
謝礼金	コース	グループメンバー	グループメンバー以外
	チャレンジ	1団体年額上限5千円	助成金の範囲内 概ね助成金額の5割
	サポート	1団体年額上限3千円	助成金の範囲内 概ね助成金額の5割
	地域学習支援トライ	1人1回当たり2千円	
	地域学習支援サポート	1人1回当たり2千円	
	※ 研修会等における外部講師はすべてのコースにおいて対象		
旅費	講師、グループメンバー、グループメンバー以外のスタッフの旅費（公共交通機関のみ対象） ※ 実費支払いが原則 ※ 参加者の旅費は対象外 ※ 自動車での移動による旅費（ガソリン代等）は対象外		

《助成対象外経費》

項目	内容
人件費	活動に対する報酬としての人件費
食糧費	・参加者、講師等に対する弁当・お菓子代等 ・スタッフの会食に係る経費
参加者 記念品代	・参加者に対する記念品・参加賞等 ・不特定多数に配布するもの
備品購入費	単価が1万円以上の物品
その他	・慶弔費や見舞金等の経費 ・具体的な用途が定まっていない経費 ※ 助成対象経費でも、用途が不明な経費や、領収書の宛名が異なるものは対象外

《対象経費 Q&A》

Q. 参加者の食糧費（弁当・お菓子代）を助成金から支出してもいいですか？

A. 原則、参加者やスタッフ、講師への食糧費は対象外経費です。ただし、地域学習支援トライコース・サポートコースのみ、参加者の交流会等における茶菓子（限度額1万円）は対象です。

Q. 参加者、スタッフ、講師への飲物代について、助成金から支出してもいいですか？

A. 1人150円程度までは対象です。

Q. 公共交通機関を利用せず、自動車で移動しました。その際のガソリン代を助成金から支出してもいいですか？

A. 自動車で移動した際の旅費は対象外です。ただし、駐車場代は助成金の対象です。

Q. スタッフ間の連絡に電話を使っています。電話料金を助成金から支出してもいいですか？

A. 電話料金は助成金の対象外です。

【お問合せ先】

公益財団法人こども財団

〒674-0068

明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7

西日本こども研修センターあかし

TEL 078-920-9670

FAX 078-920-9671

E-mail info@akashi-kodomo-zaidan.jp

受付時間 火～土曜日（祝日除く） 8:55～17:40

